



平成26年
7月4日(金)
第9212号

■ 目 次

ページ

告 示

○道路の供用開始(道路管理課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	2
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	3

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(NPO・多文化共生推進課)	3
○同	3
○所在不分明通知(森林保全課)	4
○平成26年度家畜商講習会の開催(畜産課)	13
○土地改良区の定款変更認可(農村整備課)	13
○同	13
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧(同)	13
○都市計画土地区画整理事業の決定に係る縦覧(都市計画課)	14
○都市計画道路変更の県原案(同)	14
○公聴会の開催(同)	14
○都市計画公園変更の県原案(同)	15
○公聴会の開催(同)	15

正 誤

○平成26年3月31日群馬県企業管理規程第5号(企業局総務課)	16
---------------------------------	----

■ 告 示

◎群馬県告示第207号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	金井小幡線	甘楽郡甘楽町大字白倉字白山3270番の1地先内	平成26年7月4日
		甘楽郡甘楽町大字白倉字白山3270番の1地先から同郡同町大字同字同3267番の1地先まで	
		甘楽郡甘楽町大字白倉字白山3267番の1地先内	

◎群馬県告示第208号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

草津急傾斜地崩壊危険区域(追加)

次に掲げる地番の土地に設置した標柱40号と41号を結んだ線、標柱41号と急傾斜地崩壊危険区域の指定の告示(昭和46年群馬県告示第461号)で指定した草津急傾斜地崩壊危険区域の標柱34号を結んだ線、同告示で指定した同区域の標柱34号と33号を結んだ線、同告示で指定した同区域の標柱33号と39号を結んだ線、同告示で指定した同区域の標柱39号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱42号と43号を順次結んだ線及び標柱40号と43号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
40	吾妻郡	草津町	草津	湯ノ沢	570番105
41	同	同	同	同	577番3
42	同	同	同	同	593番2
43	同	同	同	同	同

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県中之条土木事務所において縦覧に供する。

◎群馬県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、桐生都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画道路 3・5・22号 幸橋線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 桐生市仲町一丁目及び東一丁目地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年5月27日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人在宅福祉かんわケア大地
- 3 代表者の氏名 新井涼賀
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市引間町花園101番地12
- 5 定款に記載された目的 この法人は、在宅要介護者及びその家族の支援に関する事業を行い、在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成26年6月11日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人浅間・吾妻エコツーリズム協会
- 3 代表者の氏名 小池道紘
- 4 主たる事務所の所在地 吾妻郡嬭恋村大字鎌原932番地A棟
- 5 定款に記載された目的 この法人は、浅間山麓及び吾妻地域（以降、当地域とする）の自然、歴史、伝統、文

化、健康増進産業など（以降、資源とする）の魅力を掘り起こし、そのよりよい保全とゆとりある活用により、みずみずしい観光と産業を持続的に発展させるために、当地域のネットワーク構築を図り、情報の収集と公開・発信、資源の重要性と適正な認識の普及、調査、研究およびサポートの充実に関する事業を行い、当地域の『エコツーリズム』と『ヘルスツーリズム』の推進と発展に寄与することを目的とする。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を前橋市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市富士見町石井字上西峰1900、1901	下田健次郎	共有林
前橋市富士見町石井字東山2003	宮口文雄	共有林
前橋市富士見町石井字東山2008	出口順彦	共有林
前橋市富士見町石井字古台所2184	金子富久子	
前橋市富士見町石井字古台所2185	石井元章	
前橋市富士見町石井字上坂上2397の1	石井幸作	
前橋市富士見町石井字上城楽2435の4、2435の17	羽鳥傳平	
前橋市富士見町赤城山字大河原640の1	岩崎正夫	共有林
同	和泉隆	同
同	金村清作	同
前橋市富士見町赤城山字大河原676の1	瀬間克己	共有林
前橋市富士見町赤城山字大河原676の2	小田久夫	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の5	下平美代	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の6	三町チヨコ	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の7	小野さき	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の8	三川輝子	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の9	中川昌泰	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の10	大塚忠男	

前橋市富士見町赤城山字大河原676の11	石本総	共有林
同	瀧川正緒	同
前橋市富士見町赤城山字大河原676の14	中村みよ子	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の15	森川裕子	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の16	広瀬健次郎	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の17	藪彰夫	
前橋市富士見町赤城山字大河原676の18	松崎幹三郎	
前橋市富士見町赤城山字大河原781、字下横道565の1、566、568	関口和男	共有林
同	高橋正浩	同
前橋市富士見町赤城山字大河原813	古谷守	共有林
同	古谷昌子	同
同	古谷完司	同
前橋市富士見町赤城山字大河原815	下田隆雄	共有林
前橋市富士見町赤城山字大河原832	金子覺太郎	共有林
同	金子恒治	同
同	古屋金次郎	同
同	古屋品十郎	同
同	齋藤傳平	同
同	奈良武八	同
前橋市富士見町赤城山字大河原834	小淵勝次	
前橋市富士見町赤城山字大河原836	高山源次郎	共有林
前橋市富士見町赤城山字大河原917の3	紅山和子	
前橋市富士見町赤城山字大河原917の7	鈴木邦男	
前橋市富士見町赤城山字大河原929	船津輝夫	
前橋市富士見町赤城山字大河原952、968	高山芳衛	
前橋市富士見町赤城山字大河原1061	品川進	
前橋市富士見町赤城山字大河原1071の3	タクサン株式会社	
前橋市富士見町赤城山字下横道255	角田正明	
前橋市富士見町赤城山字下横道313の1	下田ひろみ	

前橋市富士見町赤城山字下横道384の1	須藤隆典	
前橋市富士見町赤城山字下横道400	増田雅芳	共有林
同	三木みつ子	同
前橋市富士見町赤城山字下横道430	山口富伊	
前橋市富士見町赤城山字下横道440	吉沢ハルエ	
前橋市富士見町赤城山字下横道442、443	金子富久子	共有林
前橋市富士見町赤城山字下横道497の1	酒井正雄	
前橋市富士見町赤城山字下横道497の2	中田陽子	共有林
前橋市富士見町赤城山字下横道559の1	勝嶋政男	共有林
同	原利治	同
同	原芳保	同
前橋市富士見町赤城山字下横道559の1、559の16	今井重邦	共有林
前橋市富士見町赤城山字下横道559の10	河炳林	共有林
同	申三喆	同
前橋市富士見町赤城山字下横道559の12、559の44	野口繁一	
前橋市富士見町赤城山字下横道559の15	上瀧映子	
前橋市富士見町赤城山字下横道559の18	小笠原妙子	
前橋市富士見町赤城山字下横道559の32	新井政勝	
前橋市富士見町赤城山字下横道559の33	小林英	共有林
同	瀧川秀子	同
同	末森國子	同
同	野口信子	同
前橋市富士見町赤城山字下横道559の34	矢島優	
前橋市富士見町赤城山字下横道559の43、559の45	本多敏雄	
前橋市富士見町赤城山字下横道569の1から569の3まで、569の9	新城富二野	
前橋市富士見町赤城山字下横道569の4	前川久太郎	
前橋市富士見町赤城山字下横道569の6	谷田部マツ	共有林
同	岡田輝子	同
前橋市富士見町赤城山字下横道569の10	小暮克京	

前橋市富士見町赤城山字下横道569の11	影山悦子	共有林
同	影山慎太郎	同
同	影山尚人	同
前橋市富士見町赤城山字下横道569の14	橋本恵	
前橋市富士見町赤城山字下横道569の15	太田哉子	
前橋市富士見町赤城山字下横道569の16	前川久子	
前橋市富士見町赤城山字下横道592	町田徳之助	
前橋市富士見町赤城山字下横道594	町田元一	
前橋市富士見町赤城山字下横道600	角田彗二	
前橋市富士見町赤城山字下横道601	藤井傳吉	
前橋市富士見町赤城山字下横道602の1	藤井徹男	
前橋市富士見町赤城山字下横道605の1	藤井徳治	
前橋市富士見町赤城山字下横道606の3	大瀧安雄	
前橋市富士見町赤城山字下横道606の5から606の7まで	下平寿子	
前橋市富士見町赤城山字下横道606の8	斉藤秀子	
前橋市富士見町赤城山字下横道606の9	田中豊秀	根抵当権
前橋市富士見町赤城山字下横道607の1、608の1、609の1、610の1、611の1	藤井新一	
前橋市富士見町赤城山字下横道618の1	藤井達男	
前橋市富士見町赤城山字下横道620の1	角田武義	
前橋市富士見町赤城山字下横道622の1	荒木政之丞	
前橋市富士見町赤城山字下横道623の1	荒木茂三郎	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2020の2	株式会社時沢共有林組合	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2024の1、字西大河原1486	大塚繁蔵	共有林
前橋市富士見町赤城山字東大河原2026の1、2026の2	永和商事株式会社	
前橋市富士見町赤城山字箕輪前2111の1、2112の1	桑原初夫	
前橋市富士見町赤城山字上横道1456の1	森谷忠男	
前橋市富士見町赤城山字上横道1470の5	蓮沼道子	
前橋市富士見町赤城山字上横道1470の6、1470の31	坂田紀美子	
前橋市富士見町赤城山字上横道1470の13	木下太郎	

前橋市富士見町赤城山字上横道1470の15	村上芳郎	
前橋市富士見町赤城山字上横道1470の18	木村光	
前橋市富士見町赤城山字上横道1470の20	樺澤敦夫	
前橋市富士見町赤城山字上横道1471の6	水野憲一	
前橋市富士見町赤城山字上横道1471の7から1471の9まで	清水芳子	
前橋市富士見町赤城山字上横道1471の14	矢口隆男	
前橋市富士見町赤城山字上横道1471の28	金子昌一	
前橋市富士見町赤城山字上横道1471の30	鵜沼五郎	
前橋市富士見町赤城山字上横道1471の31	佐藤輝男	
前橋市富士見町赤城山字上横道1476の1	狩野明	
前橋市富士見町赤城山字出水平202の3	大山木之助	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1482の1、1482の4	大谷千恵子	共有林
前橋市富士見町赤城山字西大河原1483の1、1484の1、1484の3	清水義夫	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1487の1、1487の4	大日方正明	根抵当権
前橋市富士見町赤城山字西大河原1487の5	村田ツヤコ	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1487の6	今成寿夫	共有林
前橋市富士見町赤城山字西大河原1493の1	志田啓子	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1493の2	川口松男	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1494の1	志田憲一	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1494の3	中川原正敏	共有林
前橋市富士見町赤城山字西大河原1497の1	飯田正吉	共有林
同	東亜商事株式会社	同
同	飯田実	同
同	中村千代子	同
前橋市富士見町赤城山字西大河原1497の3	大宮正男	共有林
同	吉田みよ	同
同	鈴木三郎	同
同	鈴木好平	同
前橋市富士見町赤城山字西大河原1509の5、1533の7	井上敬一	

前橋市富士見町赤城山字西大河原1509の7、1533の10	有本久	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1509の8、1533の11	井上義治	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1509の10、1533の13	宗像君子	共有林
前橋市富士見町赤城山字西大河原1509の11、1533の14	新穂智久	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1533の9	井上幸三	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1533の12	丸栄運輸株式会社	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の2	新井浩	共有林
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の4	山辺隆子	共有林
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の6、1552の37	室伏篤	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の7、1552の38	上田孝四郎	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の9、1552の40	村木啓八	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の10、1552の31、1552の41、1552の42	山崎浩司	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の13	柴田タミ	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の14	小暮俊一	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の15	鄭聖鎬	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の16	堀越洋志	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の21	宮川清	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の22	武倉和加子	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の23	武倉司師	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の24	上商商事株式会社	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の29	氏家慶二	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の35	杉本寿美	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1552の43、1552の44	堀越繊維工業株式会社	
前橋市富士見町赤城山字西大河原1555	樋口吉次	共有林
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1588	福嶋栄理	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1608の1	戸谷利文	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1608の4	望月政子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1608の8	宮嶋碩次	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1608の9	渡辺卓郎	

前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1608の13	今関文治	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1608の14	宇田川照男	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1609の1	田窪之泰	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1609の3	篠崎正巳	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1610の7	西岡輝雄	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の4、1611の5	武田信雄	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の9、1611の11	長沢多恵子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の10	鈴木信子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の12	塩谷栄	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の15	渡辺保之助	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の16	奥田明美	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の17	山田美知子	共有林
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の18	宮本憲	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の19	青野欽一	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の24	上原妙子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の25	大野つや子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の26	岡田千代	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の27	市川ヒロミ	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の28	植松町子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の39	松崎富喜子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の40	萱生良子	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の47	太田亨	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の48	安部正弘	
前橋市富士見町赤城山字田ノ郷1611の50	土屋善太郎	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1650	岩田和男	共有林
前橋市富士見町赤城山字大箕山1654の7	伊東章	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1655の5	中川三男	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1655の17	今井敏枝	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1655の18	堀澤安子	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の5	垣下洋子	共有林

同	垣下由美子	同
同	垣下直昭	同
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の6	船津利夫	共有林
同	船津奈名子	同
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の7	浜村愛子	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の8	船津美和	共有林
同	安部鶴代	同
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の9	船津治子	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の12	築場保行	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の15	板倉克治	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の16	池田ふみ子	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の21	岩井求	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の22	影山隆一	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の31	櫻井一則	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の32	末久二男	共有林
同	藤井要一	同
前橋市富士見町赤城山字大箕山1657の33	荻野義郎	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1661の1	明治開発株式会社	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の7	猪鼻信子	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の12	荒浜敏	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の13、1662の14	宮崎成勝	共有林
同	宮崎文代	同
同	宮崎かず子	同
同	宮崎千明	同
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の16	谷本理美	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の20	小暮弘	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の23	美和直子	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の24	魏安里	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の28	松葉卓郎	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の29	松葉瞳子	

前橋市富士見町赤城山字大箕山1662の31	設楽恭子	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の1	藤田敏夫	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の2	岩谷政行	共有林
同	小田幸子	同
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の4	五十嵐みち子	共有林
同	船津重矢子	同
同	船津佐代子	同
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の5	大原長五郎	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の6	明治不動産開発株式会社	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の9	中新井次雄	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の10	杉田進	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の11	富沢保	
前橋市富士見町赤城山字大箕山1663の12	市川平二	
前橋市富士見町石井字新台所2170の9	本間充	
前橋市富士見町石井字新台所2170の12	廣田信哉	
前橋市富士見町石井字新台所2171の3	村山潤一	
前橋市富士見町石井字東樺沢2032	株式会社樋口農機商会	
前橋市富士見町石井字前山2048の18	磯田元	

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成26年5月9日群馬県告示第163号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2の規定により、次のとおり平成26年度家畜商講習会を開催する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催日時 平成26年9月10日（水）及び同月11日（木） 午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所 前橋市元総社町335-8 群馬県市町村会館 第502研修室
- 3 講習課目及び時間
 - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
 - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 4 受講手続 受講希望者は、受講願書に手数料（群馬県証紙3,200円）及び写真（上半身無帽の4cm×3.6cm）を貼付して平成26年8月6日（水）（郵送の場合は、同日消印のあるものまで有効とする。）までに住所を所管する農業事務所農業振興課へ提出すること。

ただし、県外居住者が、受講を希望する場合は、願書の提出先は群馬県農政部畜産課とする。

また、受講手数料は、群馬県証紙に代えて払込書による納入ができるものとする。
- 5 その他 受講願書は、群馬県農政部畜産課及び各農業事務所農業振興課において配布する。

なお、詳細については、群馬県農政部畜産課に問い合わせること（電話027-226-3103）。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、群馬中部土地改良区の定款変更を平成26年6月24日認可した。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長野堰土地改良区の定款変更を平成26年6月24日認可した。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営前橋北部土地改良事業計画（農地防災）を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 県営前橋北部土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成26年7月7日から同年8月5日まで
- 3 縦覧に供する場所 前橋市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、玉村都市計画土地区画整理事業の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 玉村都市計画土地区画整理事業 文化センター周辺地区
- 2 都市計画の決定年月日 平成26年6月6日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び玉村町都市建設課

高崎都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路3・3・7号前橋長瀬線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・7	前橋長瀬線	高崎市 岩鼻町 字坂上 南	高崎市 宿横手 町字宅 地	高崎市 下滝町	約 4,490m	地表式	4車線	25m	関越自動車道と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差5箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、高崎都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成26年7月28日（月）午後2時から 高崎市総合保健センター第一会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課において、平成26年7月4日（金）から同月18日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。））。
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成26年7月18日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
 なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
 別記様式

高崎市計画道路の変更(3・3・7号前橋長瀬線)に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 大澤 正明 あて				
平成26年7月4日付け群馬県報に登載された高崎市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。				
1	公述申出人	住所	印	年齢
		氏名		職業
2	都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要)			
3	意見の要旨(別紙のとおり)			
		電話番号		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

高崎市計画公園について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正明

都市計画公園5・5・1号群馬の森を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合公園	5・5・1	群馬の森	高崎市岩鼻町字塚合、字天神、字町田、字粕川端及び字巢黒並びに綿貫町字千葉西、字鳴子、字市ヶ原及び字市ヶ原前並びに八幡原町字粕川、字立野及び字古川地内	約26.2ha	芝生公園、児童コーナー、自然林、池、樹林地等

群馬県都市計画公聴会規則(昭和45年群馬県規則第85号)第2条第1項の規定により、高崎市計画公園に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成26年7月4日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 開催期日及び場所 平成26年7月28日（月）午後2時から 高崎市総合保健センター第一会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 高崎都市計画公園の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課において、平成26年7月4日（金）から同月18日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。））。
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成26年7月18日（金）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所、高崎市都市整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問い合わせ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
別記様式

高崎都市計画公園の変更（5・5・1号群馬の森）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 大澤 正明 あて		
平成26年7月4日付け群馬県報に登載された高崎都市計画公園の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1 公述申出人	住所	
	氏名	印 年齢 職業 電話番号
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 正 誤

○企業管理規程正誤

平成26年3月31日群馬県企業管理規程第5号（群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外（第12号）	4	下欄	終わりから2	別表第五を次のように改める。	別表第五を次のように改める。 別表第五（第九条の11関係） 企業局長の専決事項

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
